

政 策

1	総 合 計 画	31
2	震 災 復 興	35
3	連携中枢都市圏構想	37
4	国 際 戰 略	40
5	海外都市との交流	41
6	国 内 交 流	47
7	広 聽	48
8	広 報	50
9	危 機 管 理 防 災	52
10	都 市 政 策 研 究 所	54

1 総合計画（政策企画課）

総合計画とは、都市が目指す将来像を描くとともに、その実現のためのまちづくりの方向、基本方針、主な施策を定めた長期的なまちづくり計画であり、行政各分野の計画・事業の基本となるとともに、まちづくりに関わる市民や団体にとっての指針となるものである。

本市では、市の将来像やまちづくりの理念を明らかにし、それを実現するための基本方向を示す「基本構想」、基本構想を受けて各分野の基本方針や目標、施策の体系を示す「基本計画」、基本計画に基づく具体的な事務事業の実施プログラムであり、事業のスケジュール、事業手法などを示す「実施計画」の3つで構成しており、平成28年3月に第7次総合計画を策定した。

（1）熊本市第7次総合計画基本構想

本市は、平成24年（2012年）4月1日に政令指定都市に移行し、拡大された権限や財源を最大限にいかして、本市の魅力を国内外へ広く発信し、地場産業の振興や企業誘致、雇用の創出などにつなげている。また、区役所を中心として安全・安心な自主自立の地域づくりなどに積極的に取り組んでいる。

この計画は、政令指定都市として5年目を迎える本市が将来に向け、さらに大きく飛躍していくため、市民と行政が、それぞれの役割と責任を担い、地域に根ざした課題を解決しながら、新しい魅力と活力に満ちた熊本づくりに取り組む、そのための基本指針として策定するものである。（以下、基本構想の原文を一部抜粋して掲載）

ア まちづくりの基本理念

まちづくりの原点は、「地域」、そして、そこに暮らす「市民」です。

本市は、歴史や自然に恵まれ、古くから九州の中核をなす拠点都市として発展しており、豊かな自然環境と都市の利便性とが調和した、大変暮らしやすい都市です。

この伝統あるまちを先人たちから受け継いだ私たちは、まちの魅力をさらに磨き上げ、次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

特に、「心の豊かさ」を重視する今の時代にあっては、家族や地域とのつながりが強いほど生活の満足度が高くなる傾向があります。そこで、市民が豊かな生活を送るためにには、生活の基盤となる地域において地域主体のまちづくりを進め、コミュニティを維持し、安心して暮らせる住みやすい地域を築くことが必要です。

のために、市民は、今以上に地域に目を向け、自らが主体となって、地域の中でつながり、互いに支え合い、楽しみながら地域が有する資源や特色をいかした自主自立のまちづくりに取り組みます。

そして、行政は、積極的に、市民の中に飛び込んで、地域の課題や市民の意見、要望などを的確に把握し、市民とともに解決を図っていきます。

このように、まちづくりの主役である市民と行政がそれぞれ果たすべき責任や役割を分担し、互いに補完し、連携しながら、自信と誇りを持って次の世代に引き継げるようなまちづくりに取り組んでいきます。

イ めざすまちの姿

豊かな自然と歴史・文化に恵まれ、あたたかいふれあいに満ちた地域の中で、お互いに支え合いながら心豊かで幸せな暮らしが営まれているまち。

そして、市民一人ひとりが、自分たちが暮らすまちに誇りを持ち、夢や希望を抱いて、いきいきと多様な生活を楽しんでいるまち。

そのような、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」を、私たちは目指します。

ウ まちづくりの重点的取組

めざすまちの姿を実現するための目標を市民と行政で共有し、市民と共に次の項目に優先的に取り組みます。

① 安心して暮らせるまちづくり

（ア）だれもが安心して子育てできる環境を整えます。

少子化の時代にあって、都市の活力を持続的に維持し、活性化していくため、未来を担う子どもたちを安心して産み育てることができる子育て環境や、社会を生き抜く力を育む教育環境、生活環境の整備を進めます。

そこで、子育て家庭に対する支援や、地域の実情に応じた保育サービスの充実、仕事と子育ての両立の支援、さらには、小中学校等における教育環境や教育の質の向上など、社会全体で子どもたちの健やかな成長を支援します。

(イ) 「おたがいさま」で支え合う地域コミュニティを形成します。

だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域コミュニティを維持します。そして、多様な世代が地域の中で一緒に暮らし、地域活動や子育て支援にも参画し、生きがいをもって暮らすことができる地域社会をつくります。

そこで、高齢者の社会参画や校区自治協議会を中心とした地域活動に対する支援の充実、見守りが必要な子どもや高齢者のための地域包括ケアシステムの構築など、地域住民がお互いに支え合う絆づくりに取り組みます。

② ずっと住みたいまちづくり

(ア) だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくります。

本市は、利便性の高い公共交通沿線に人口の約半数が住み、商業施設や医療機関などの都市機能が充実した、暮らしやすい都市です。

超高齢社会や本格的な人口減少社会を迎える中で、都市機能の維持と市民生活の利便性を確保するため、この特性を維持していきます。

そこで、高度な都市機能が集積した中心市街地と日常生活に必要なサービスが整う地域拠点を利便性の高い公共交通などで結ぶ多核連携都市の形成を促進していきます。

(イ) 雇用機会を創出し、熊本に住み、働く環境を整備します。

本市においては、20代、30代の若者が働く場を求めて市外に転出する例が多くなっています。これを抑制するとともに、子育て世代や第2の人生を歩む世代などを本市に呼び込み、多くの人に本市に住み続けてもらうため、安心して働ける場づくりを進めます。

そこで、企業誘致の推進や産業人材の育成を図るとともに、成長産業や農水産業の振興、経営支援や創業支援、中小企業支援、商業・サービス業の活性化など地場産業を振興し、雇用の場の拡大に取り組みます。

③ 訪れてみたいまちづくり

(ア) 伝統文化とエンターテインメントが共鳴するにぎわいを生み出します。

九州中央に位置する拠点性をいかしながら、交流人口の増加を図るため、地域経済の活性化や雇用の創出はもとより、中心市街地のにぎわいづくりなど、都市全体の魅力を向上させ、その魅力を積極的に発信します。

そこで、(仮称)熊本城ホールの整備や熊本駅前の再整備などにより、中心市街地の求心力を高め、本市の歴史や伝統文化を継承・発展させるとともに、芸術・文化・スポーツなどのエンターテインメント機能を充実することによって、国内外からの観光客をはじめ、多くの人が集う九州中央の交流とにぎわいの拠点づくりに取り組みます。

(イ) 自然と共生する恵み豊かな熊本を発信します。

人口50万人以上の都市で水道水源を100%地下水で賄っている都市は、日本で唯一、本市だけであり、世界的に見ても稀少です。また、本市は、明治の文豪夏目漱石が「森の都」と称した緑豊かな都市であり、この恵まれた自然のもと、安全でおいしい農水産物が生産されています。

そこで、これらの自然環境や資源を将来にわたって大切に保全し、豊かな自然の恵みあふれる「水の都」、「森の都」をストーリー性をもって整備するとともに、農水産物をはじめとした、熊本の豊かな恵みを広く発信していきます。

工 分野別施策の基本方針

次に掲げる基本方針に基づき、それぞれの分野で、めざすまちの姿の実現に向けた施策を推進します。

- ① 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現
- ② 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進
- ③ 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実
- ④ 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興
- ⑤ 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応
- ⑥ 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信
- ⑦ 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興
- ⑧ 安全で利便性が高い都市基盤の充実

(2) 熊本市第7次総合計画基本計画

(以下、基本計画の原文を一部抜粋して掲載)

ア 計画の意義と役割

この基本計画は、基本構想に掲げるめざすまちの姿

豊かな自然と歴史・文化に恵まれ、あたたかいふれあいに満ちた地域の中で、お互いに支え合いながら心豊かで幸せな暮らしが営まれているまち。

そして、市民一人ひとりが、自分たちが暮らすまちに誇りを持ち、夢や希望を抱いて、いきいきと多様な生活を楽しんでいるまち。

そのような、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」。

政策

を実現するための具体的な取組を体系化し、その取組を計画的に進めていくためのものです。

めざすまちの姿を実現するために、市民（地域団体、民間事業者、NPOなどを含む。）と行政が、それぞれの役割と責任を担いながら、まちづくりに取り組んでいきます。

イ 計画の期間と対象

◆計画期間

この計画は、令和5年度（2023年度）を目標年次とし、中間年にあたる令和元年（2019年）に全体的に見直します。

◆対象区域

現行（平成28年（2016年）4月1日現在）の市域を基本とし、必要に応じて広域的な対応を図ります。

◆実施主体

本計画は、市が主な実施主体となるほか、市民（地域団体、民間事業者、NPOなどを含む。）と行政が相互に連携しながら実施していきます。

ウ 区における自主自立のまちづくり

本市では、各区においてまちづくりビジョンを策定し、それぞれの魅力や特色をいかしたまちづくりに取り組んでいます。

市民自らが主体となって、地域の中でつながりながら自主自立のまちづくりを進めるためには、それを支える各区の取組を加速していくことが必要です。

区役所が地域の実情や多様な住民ニーズを的確に把握し、市の施策に反映させるなど、地域自らの取組を支援していくため、区役所のまちづくり支援機能を強化するとともに、区の特性をいかした、本計画に基づく、住民自治のまちづくりを推進します。

エ まちづくりの重点的取組

めざすまちの姿を実現するための目標を市民と行政で共有し、市民と共に次の項目に優先的に取り組みます。

① 安心して暮らせるまちづくり

(ア) だれもが安心して子育てできる環境を整えます。

○安心して子育てができる少子化対策の推進

○子どもたちがいきいきと育つ環境整備

(イ) 「おたがいさま」で支えあう地域コミュニティを形成します。

○多様な世代が生きがいをもって暮らせるまちづくり

○お互いに支え合う地域のつながりづくり

② ずっと住みたいまちづくり

- (ア) だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくります。
 - 地域拠点に都市機能が集積した都市づくり
 - 市電やバスなどの公共交通と一体となった都市づくり
- (イ) 雇用機会を創出し、熊本に住み、働く環境を整備します。
 - 地域経済を支える地場産業の振興
 - 安定した雇用の創出

③ 訪れてみたいまちづくり

- (ア) 伝統文化とエンターテインメントが共鳴するにぎわいを生み出します。
 - 歴史や伝統文化の継承・発展と観光の振興など熊本の魅力の創造・発信
 - 国内外から多くの人が集う交流とにぎわいづくり
- (イ) 自然と共生する恵み豊かな熊本を発信します。
 - 世界が認めた地下水の保全と緑あふれるまちづくり
 - 安全で良質な農水産物の魅力発信

才 分野別施策

- 第1章 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現
- 第2章 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進
- 第3章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実
- 第4章 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興
- 第5章 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応
- 第6章 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信
- 第7章 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興
- 第8章 安全で利便性が高い都市基盤の充実

力 危機管理

近年、風水害や地震等の自然災害をはじめ、大規模な事故や事件、新たな感染症や食品等による健康被害など、さらには武力攻撃事態など、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす恐れのある危機事象は、多様化しています。このような様々な危機事象から、市民生活の安全を守るためにには、平常時から危機事象の発生に備えることが必要です。また、危機事象発生時には関係機関及び市民との連携により迅速かつ的確な対応を行い、被害を最小限に抑えるなどの対策が必須となります。そのため、総合的な危機管理体制の構築を進める必要があります。

キ 総合計画を推進するために

- ① 参画と協働の推進
- ② マネジメント機能の強化
- ③ 市民に信頼される職員の育成
- ④ 開かれた市政運営と行政サービスの質の向上
- ⑤ 持続可能な市政運営の実現
- ⑥ 市域を越えた広域的連携の強化

2 震災復興（復興総室）

（1）熊本市震災復興計画

熊本市震災復興計画（以下「復興計画」という。）は、市民・地域・行政が総力をあげて、平成28年熊本地震（以下「熊本地震」という。）からの早期の復旧・復興を目指し、新しい熊本市の実現に向けて着実に歩みを進めていくための基本的な考え方を示すとともに、取り組むべき主要な施策や具体的な取組を体系的にまとめたものであり、平成28年（2016年）10月に市議会の議決を経て策定した。

ア 計画の対象地域

現行（平成28年（2016年）4月1日現在）の市域を基本とし、必要に応じて広域的な対応を図る。

イ 計画の位置付け

「地域主義」をまちづくりの基本理念とした熊本市第7次総合計画（以下「総合計画」という。）（平成28年度（2016年度）～令和5年度（2023年度））の基本構想に掲げるめざすまちの姿「上質な生活都市」の実現は、震災後の本市においても変わることのない目標であり、これを実現するための施策や具体的な取組を体系化し、その取組を計画的に推進していくため、総合計画に復旧・復興の視点を取り入れた復興計画を策定し、総合計画の前期基本計画の中核として位置付ける。

ウ 計画期間

平成28年度（2016年度）から総合計画対象期間の中間年度に当たる令和元年度（2019年度）までの4年間とし、当面の復興目標年度を期間最終年度の令和元年度（2019年度）とする。

ただし、4年以上の中長期的な視点で取り組むべき課題も多く、復興には令和2年度（2020年度）以降も継続して取り組んでいく。

エ 計画の構成

「基本方針」と5つの「復興重点プロジェクト」、5つの「目標別施策」等で構成している。

- | | |
|--------------|--|
| ◆基本方針 | 「復興重点プロジェクト」や「目標別施策」を貫く最も基本的な考え方であり、震災からの復興に当たっての方向性を示すもの。 |
| ◆復興重点プロジェクト | 「目標別施策」の中で、特に緊急かつ重要なものであり、本市の復興をけん引する重点的な施策を掲げたもの。 |
| ◆目標別施策 | 「基本方針」を踏まえて設定した復興に向けた5つの目標に関する施策や具体的な取組を体系的にまとめたもの。 |
| ◆復興計画の推進に向けて | 復興計画の取組を着実に進めていくための考え方を示したもの。 |

オ 基本方針～市民力・地域力・行政力を結集し、安全・安心な熊本の再生と創造～

熊本地震からの復旧・復興に当たっては、市民・地域・行政が総力をあげて取り組み、効果的かつ迅速に震災からの復旧と地域経済の回復を図るとともに、今回の経験を踏まえた防災面の強化や都市としての更なる魅力向上など、よりよいまちづくりを目指した創造的復興に取り組む。

- 1 避難から復旧、そして、74万市民が総力をあげ明を見据えた復興へ
- 2 「安全・安心」と「元気・活力」、そして「地域経済」の回復に向けた効果的かつ迅速な市政展開
- 3 市民・地域と行政が協働で支える安全・安心で「上質な生活都市」の創造

カ 復興重点プロジェクト～政令指定都市にふさわしい明日へのまちづくり～

- 1 一人ひとりの暮らしを支えるプロジェクト

被災者が一日も早く安心で自立的な暮らしを取り戻すことができるよう、現状把握に努め、住まいの確保支援や心のケア等、生活再建に向けた総合的な自立支援に取り組む。

2 市民の命を守る「熊本市民病院」再生プロジェクト

地域医療の中核的な総合病院として、総合周産期母子医療などの政策医療を担ってきた責任と役割の重大さを踏まえ、市民の生命と将来を担う子どもたちの命を守るために、一日も早い再生に取り組む。

3 くまもとのシンボル「熊本城」復旧プロジェクト

国や県等の関係機関との連携のもと、市民・県民をはじめ関係団体などの力を結集し、中長期的な視点を持って復旧に取り組むとともに、復旧していく熊本城を国内外へ向けた新たな観光資源として活用を図る。

4 新たな熊本の経済成長をけん引するプロジェクト

中小企業や農業者等を支援し、産業界全体の振興を図っていくことで、本市を含む熊本連携中枢都市圏（以下「都市圏」という。）全体の経済の再生・成長をけん引する。また、高度な都市機能が集積する中心市街地においては、防災機能の向上を図りつつ、桜町・花畠周辺地区や陸の玄関口である熊本駅周辺地区の再整備を進めることで、更なるまちのにぎわいを創出する。

5 震災の記憶を次世代へつなぐプロジェクト

今回の震災によって得た多くの教訓と復旧・復興の過程を市内外において共有し、将来同じような災害が発生した場合の対応に役立てるため、震災に関わる記録を集積・発信するとともに、様々な取組を通じて「熊本地震の記憶」を熊本の未来を担う子どもたちへ伝承する。

キ 目標別施策

1 被災者の生活再建に向けたトータルケアの推進

- ① 被災者の暮らしの安心や生活再建を支える取組の推進
- ② 恒久的な住まいの確保支援

2 「おたがいさま」で支え合う協働によるまちづくり

- ① 互いに支え合う自主自立のまちづくりの推進
- ② 復興を支える担い手の育成
- ③ 市民・地域と行政のパートナーシップの推進

3 防災・減災のまちづくり

- ① 災害に強い都市基盤の形成
- ② 市民・地域・行政の災害対応力の強化
- ③ 避難環境の見直し・強化

4 「くまもとの元気・活力」を創り出す

- ① 地域産業への多様な支援と復興需要による地域経済の再生と活性化
- ② 農水産業関連施設の早期復旧と営農再開に向けた支援による農水産業の復興
- ③ 震災からの再生をアピールし集客を図る国内外へのシティセールスと観光戦略の展開

5 都市圏全体の復興をけん引する取組の推進

- ① 連携強化と近隣自治体への支援
- ② 都市圏全体の復興実現

ク 復興計画の推進に向けて

- 1 市民・地域と行政の協働による推進
- 2 復興を円滑に進めるための行財政基盤の確立
- 3 実施計画による復旧・復興事業の着実な推進

3 連携中枢都市圏構想（政策企画課）

人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民が安心して暮らしていくよう圏域の中心的役割を担う連携中枢都市である本市が近隣市町村と連携して、「圏域全体の経済成長のけん引」「高次の都市機能の集積・強化」「圏域全体の生活関連機能の向上」の3つの取組を実施する。これらの取組を通して、人々が集まる魅力的な圏域を形成する「連携中枢都市圏構想」を計画的に推進するため、本市は平成28年（2016年）3月30日に熊本連携中枢都市圏の16市町村と連携協約を締結し、同年4月から取組を開始した。

取組開始直後に熊本地震が発生し、一部の事業実施に支障がでたものの、圏域住民による図書館の相互利用や、病気または病気回復期にある子どもの保育園等での相互預け入れ、みなし仮設入居者に対する見回り等、各市町村の行政サービスの相互利用を進めている。

その他、全市町村が共同で国への要望活動を行うなど圏域が一丸となって、復旧・復興に取組んでいる。

また、平成31年（2019年）3月には新たに菊池市と連携協約を締結した。

＜熊本連携中枢都市圏の構成市町村＞

熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町（6市10町2村）

（1）圏域全体の経済成長のけん引

熊本県に所在する約7万2千の事業所のうち、圏域には約4万4千の事業所が所在している。中でも熊本市には、圏域の事業所の約7割が集中し、近隣市町村から約5万3千人が通勤している一方、近隣市町村には、熊本市から約4万人が通勤しており、圏域全体で一つの経済圏が形成されている。

連携中枢都市である熊本市は、圏域全体の経済成長をけん引する役割を担っており、主として熊本市が実施する事業について、近隣市町村と連携しながら、その効果が圏域全体に及ぶよう効果的に展開していく。

ア リーディング産業の育成

圏域には、熊本大学をはじめ多くの高等教育機関が集積しているほか、起業や新製品開発のための支援機関も多く存在する。産学金官民の連携を強化し、圏域の産業の特性も踏まえつつ、熊本発の新技術や高付加価値商品の創出を下支えすることにより、圏域企業の技術力と経営力を向上させ経営基盤の安定化を図るとともに、新事業への進出を支援しリーディング産業の育成を図っていく。

イ 6次産業化及び農商工連携の推進

圏域は豊かな農水産物や地域資源に恵まれており、それらを生かした多様な産業が結び付きながら盛んに展開されている。その特性を更に磨き、ブランド化・高付加価値化につなげていくため、6次産業化・農商工連携による地元農水産物を活用した加工品の開発を推進し、国内外への販路拡大等につなげることが有効である。

ウ 物流機能の強化

圏域は、九州中央に位置する地理的優位性を有し、東アジア市場を見据えた物流拠点として、県とも連携しながら物流機能の強化に取り組んでいく。

（2）高次の都市機能の集積・強化

圏域は、九州中央に位置する拠点地域として、都市機能の充実を図り、圏域外から人々が集まる魅力的な圏域を形成することが重要であり、主として連携中枢都市である熊本市が県や近隣市町村とも連携しながら、その取組を推進していく。

ア 高度な医療サービスの提供

熊本市には、高度医療技術を有する医療機関が数多く存在し、圏域はもとより県全体の住民の利用に供されている。その中でも特に熊本市民病院は、総合周産期母子医療センターや二次救急、感染症医療などの政策医療を担ってきた。

熊本地震による病棟等の被災により一時的に機能を縮小しているが、病院の移転再建後は引き続き地域医療機関と連携し、小児・周産期医療などの高度急性期医療の充実に取り組んでいく。

イ 中心拠点施設の整備

九州中央に位置する地理的優位性を生かして、交流人口を増やし、熊本の拠点性を高めるためには、熊本城一帯から熊本駅周辺にかけての中心市街地の活性化は急務であり、桜町花畠地区の再開発を始めとした110万圏域人口にふさわしい魅力的な拠点施設の整備に努めていく。

ウ 人材の育成支援

圏域には高等教育機関が多数存在しており、圏域の発展や将来を担う人材の育成についてはポテンシャルの高さが期待されるところである。行政としてもこれらの高等教育機関と連携し、地域の課題を解決する中で、郷土を支えていく人材を育てるとともに、国内外からより多くのより高い資質を持った学生を惹きつけるための仕組みづくりを行っていく。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

圏域市町村が有する生活関連機能サービスについて相互補完的に圏域住民に提供し、また、圏域の課題について共同で課題の解決を図ることにより、圏域全体の生活関連機能を向上させていく。

《生活機能の強化に係る政策分野》

ア 地域医療の充実

熊本中央救急医療圏における病院群輪番制による二次救急医療を実施するほか、自治体病院の連携を図る等医療提携体制を構築することにより、圏域市町村の住民の医療における安全安心を確保する。また、高齢社会に対応するため、在宅医療の推進について圏域全体で住民の正しい理解を深め、地域包括ケアシステムの構築を図っていく。

イ 子育て支援の充実

圏域内の利用者に対する子育て支援の充実を図るため、子育て支援拠点施設及び病児・病後児保育施設の広域利用を進めていく。

ウ 高齢者、障がい者等への支援

障がい者虐待の通報に関する相談について、圏域市町村において効率的な受付体制を構築する。また、高齢者や障がい者の増加に伴い、市民後見人の養成に係る事業や福祉有償運送事業に圏域全体で取り組んでいく。

エ DV被害者への支援等

熊本市が実施するDVに関する相談窓口について近隣市町村の住民が利用できるようにする。

オ 公共施設の有効利用

公共施設の共同利用等を推進することにより、圏域住民の利便性の向上及び効率的な公共施設の整備を図っていく。

カ 文化及び学術の振興

文化事業を連携して行うことにより充実した事業展開を図り、圏域全体で文化の向上に努めるとともに、郷土の文化を発信していく。

キ 消費者の保護

消費者相談窓口の広域化を図り、圏域のどこに住んでいても消費者問題に関する相談・救済を受けることができる体制を整備していく。

ク 空家対策等都市空間に関する課題への対応

空家や老朽家屋の増加等都市空間に関する課題について、土地利用やまちづくりの観点も含めて、地域の実情に応じた解決策を検討していく。

ケ 企業誘致の促進

圏域市町村が協力して企業誘致を進め、魅力的な圏域をアピールすることにより、効果的な誘致活動を展開していく。

コ 新規就農者への支援

新規就農者への研修等を共同で行うことにより圏域全体で地域農業の担い手の育成及び確保を図っていく。

サ 観光の振興

圏域には、熊本城、阿蘇山、三角西港等の観光資源が点在しており、これらを生かした国内外からの観光客の誘致に取り組んでいく。

シ 災害等への対応

災害に対する広域的な避難及び支援の体制を整備することにより、圏域住民の安全の確保及び迅速な災害復旧を図る。また、消防力の強化及び環境に対応した消防体制の整備を図るため、常備消防の広域化に取り組んでいく。

ス 環境の保全

地下水の保全や地球温暖化対策について、その効果を高めるため、圏域で協力して取り組んでいく。

セ 生活基盤の整備

隣接市町村においては公共下水道を相互に利用させ、効率的な整備を図っていく。

《結びつきやネットワークの強化に係る政策分野》

ソ 持続可能な地域公共交通網の形成

人口減少・少子高齢社会が進展する中、公共交通が地域活性化等に果たす役割が改めて重要となってくることに鑑み、将来に亘って持続可能な地域公共交通網の形成に向けて、都市圏域の総合地域核である熊本市と熊本市域内及び近隣市町村等の地域拠点を結ぶ基幹公共交通の機能強化を図るとともに、各地域拠点と生活拠点を分かり易いバス路線や多様な交通手段等による形成を進めていく。

タ ICT を活用した広域的な情報発信

圏域の魅力を一体となって発信し交流人口の増加等による地域の活性化を図るとともに、災害情報を効果的に伝達し住民の被害を食い止めるため、ICT を活用した効果的な発信体制の構築に取り組んでいく。

チ 広域的道路網の構築

広域的な道路交通網を整備することにより、圏域外からの交通アクセスの向上及びそれに伴う交流人口の増加並びに圏域内における市街地等への円滑なアクセスを図るため、圏域市町村が協力し、国に対して広域的道路網の整備を要請していく。

ツ 地産地消の推進

圏域産の消費拡大及び食の安全安心を確保するため、消費者と生産者との距離を無くし「顔の見える」関係づくりを進めることにより相互の信頼関係を構築し、消費者の理解促進を図っていく。また、様々な機会を捉えて地産地消を推進していく。

テ 都市と農村の交流の促進

農村地域の活性化を目指し、農作業体験や自然体験型の交流事業等を圏内で連携して推進することにより、圏域住民と農村地域との交流を図っていく。

ト 移住・定住の促進

人口減少が進む中、大都市圏からの人口流入を促進させるため、雇用のミスマッチの防止等雇用の拡大に向けて取り組んでいく。

≪圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野≫

ナ 職員の育成

圏域全体を見渡せる客観的で幅広い視野を持ち、熊本市及び近隣市町村が抱える行政課題に対応できる人材を育成するため、人事交流等や共同研修を行っていく。

二 機関等の共同設置

行政運営の効率化を図るため、事務処理を共同で行う体制を整備していく。

4 國際戦略（国際課）

グローバリゼーションの進展等による環境の変化への迅速・適切な対応の必要性に加え、本市における大規模スポーツイベントの開催や熊本城ホール等の完成などを控え、交流人口の増加や貿易、投資等の促進につなげる「海外展開」とその土台となる多様性や創造性を育む「地域の国際化」を戦略的に進めるための基本指針として「熊本市国際戦略」を策定（平成30年3月）。

（1）ターゲット地域

交流・連携のメリットが見込まれる場合は、東アジア諸国はもとより、欧州、北米、オセアニアをはじめ、全世界の都市・地域と交流・連携の可能性を探る。

特に、海外からのインバウンド増に向けては、新たな観光客層の開拓に努め、従来の東アジアに加えて、欧米豪からの誘客を図る。

（2）目指す国際都市の姿

「世界に認められる『上質な生活都市』」

（3）施策展開

ア 基本施策

○戦略的な海外展開の推進

① シティセールスと観光戦略の展開 ② 海外とのビジネスの促進 ③ まちの魅力向上に向けた国際連携の推進

○地域国際課の推進

④ 多文化共生社会の推進 ⑤ グローバルな人材の育成と集積・活用

イ リーディング戦略

① 復興をチャンスに変え、後押しする国際コンベンションの推進

② 欧米豪からの誘客推進

③ 「世界が認める熊本城」づくり

④ 外国人目線での環境整備

⑤ 熊本の食のPRと販路開拓・拡大

⑥ 海外から評価される政策・まちづくりの推進

5 海外都市との交流（国際課）

本市は中華人民共和国・桂林市、アメリカ合衆国・サンアントニオ市、ドイツ連邦共和国・ハイデルベルク市と友好姉妹都市の盟約を結んで以来、それぞれの都市と特色ある事業を活発に展開している。また、平成22年（2010年）3月には、旧植木町との合併により、同町の姉妹都市であったアメリカ合衆国・ローム市との関係を熊本市で引き継いだ。

このような中、平成22年（2010年）4月には、歴史的な縁から民間を中心とした交流が行われてきた韓国・蔚山広域市との間で、友好協力都市協定を締結するなど、世界の各都市と文化、教育、芸術、スポーツなどさまざまな分野で活発な交流を進めている。平成25年（2013年）2月にフランス・エクサンプロヴァンス市、5月に中国・蘇州国家高新区と交流都市協定に調印し、さらに平成29年（2017年）1月には熊本県と共同で台湾・高雄市と友好交流協定を締結した。

また、平成30年（2018年）3月には、広く世界全体をターゲットとして効果的な交流・連携を戦略的に進めるための基本指針として、「熊本市国際化指針」と「熊本市東アジア戦略」を統合し、総合的な観点から、より重点的かつ戦略的な対応、展開を図る「国際戦略」を策定し、諸外国との多様な交流や、地域の国際化、多文化共生などの推進に取り組んでいる。

政策

（1）桂林市（中華人民共和国）

提携までの経緯とその後の経過

熊本市の市制施行90周年を1年後に控えた昭和53年、隣国中国との友好姉妹都市締結についての気運が市議会、市民等の各界に高まり、提携について検討を開始した。

このような中、昭和54年（1979年）5月に来日した中国訪日団「中日友好の船」明華号（団員600名）の廖承志団長（全国人民代表大会常務委員会副委員長、中日友好協会会长）から、本市と桂林市との友好都市提携の提案がなされ、同年7月、永い歴史と風光明媚な景観をもつ桂林市との友好都市提携についての具体的協議のため、本市から先遣団を派遣した。同年10月梁成業桂林市革命委員会主任を団長とする桂林市友好訪問団を迎へ、市制施行90周年を機に、友好都市締結の調印式を執り行った。

最近の主な交流

平成28年（2016年）2月 広西師範大学附属小学校訪問団69名の受入

平成29年（2017年）10月 第7回桂林国際山水文化旅遊節へ5名の派遣

平成30年（2018年）8月 友好都市40周年事業に向けた事務協議として4名の派遣

平成30年（2018年）9月 友好都市40周年事業に向けた事務協議として桂林市長の他6名の受入れ

平成30年（2018年）10月 第8回桂林国際山水文化旅游節へ4名の派遣

桂林市の概要

秦の始皇帝時代の運河建設以来2000年にわたる歴史・文化を持ち、「桂林の山水は天下第一」とうたわれる自然景観に恵まれた中国有数の国際観光都市である。1998年の合併で現在の桂林市となり、人口は約495万人、面積は27,809km²である。

全長437kmの大河「漓江」と、その両岸に連なる奇峰・奇岩が山水画のような独特の風景をつくりだしており「漓江くだり」、動物の姿をした珍しい岩山「象鼻山」や「駱駝山」、鍾乳洞、市中心部の4つの湖を運河でつなないだ「兩江四湖」などが観光の目玉となっている。

（2）サンアントニオ市（アメリカ合衆国テキサス州）

提携までの経緯とその後の経過

市制施行100周年を控えた昭和62年（1987年）、21世紀を目指したまちづくりに取り組んでいた本市は、本市の国際交流を推進するため、我が国と最も緊密な関係にある米国との姉妹都市締結実現に向け、市議会、市民各界各層の協力を得ながら、諸準備を開始した。

同年7月、本市の姉妹都市として相応しい米国の複数の都市へ姉妹都市調査団を派遣し、テキサス州南西部に位置しアラモの砦に象徴される歴史、さらにリバーワークにみられる水と緑の美しい環境を擁しハイテク産業を核とした新たな経済発展に取り組むサンアントニオ市が、本市ともっとも共通点を有する都市として注目を集めた。

この調査報告を踏まえ、両市代表団が相互に訪問し具体的協議を重ねた後、同年12月28日、サンアントニオ市長

を本市に迎え、姉妹都市締結の調印式を執り行った。以来、教育、文化、経済、医療など幅広い分野において活発な交流が行われ、熊本市医師会をはじめ、民間による国際交流へと活動のすそ野を広げている。

最近の主な交流

- 平成28年（2016年） 7月 サンアントニオ市留学生（高校生）3名の受入
平成28年（2016年） 8月 熊本市留学生（高校生）4名の派遣
平成28年（2016年） 11月 故白根直子氏銅像除幕式への熊本市訪問団5名の派遣
平成29年（2017年） 6月 白根直子記念財団奨学生（高校生）5名の受入
平成29年（2017年） 7月 サンアントニオ市留学生（高校生）3名の受入
平成29年（2017年） 8月 熊本市留学生（高校生）4名の派遣
平成30年（2018年） 5月 姉妹都市締結30周年事業として熊本市代表団5名及び市議会訪問団8名の派遣
平成30年（2018年） 6月 白根直子記念財団奨学生（高校生）9名の受入
平成30年（2018年） 7月 サンアントニオ市青少年交流訪問団（高校生）6名の受入
サンアントニオ市青少年交流訪問団（高校生）31名の受入
サンアントニオ市留学生（高校生）4名の受入
平成30年（2018年） 8月 熊本市留学生（高校生）4名の派遣
平成30年（2018年） 11月 サンアントニオ日米協会会长及び理事の受入

サンアントニオ市の概要

1718年に誕生し、人口約150万人を擁する全米第7位の都市サンアントニオ市は、アメリカ合衆国テキサス州南西部、ペア郡内に位置している。テキサス州内においては、ヒューストンに次ぐ第2位の大都市であり、人口の6割をラテン系（ヒスパニック系）民族が占めている。

サンアントニオ市は、毎年約3,100万人の観光客が訪れる全米有数の国際観光・コンベンション都市であり、特に有名なのは、テキサス共和国独立戦争の際の激戦地「アラモの砦」である。また、市内中心部には、湧き出た地下水からなるサンアントニオ川が流れ、水辺の散歩道「リバーウォーク」は、緑の景観と治水を見事に調和させた都市計画の一例として、世界の都市づくりの模範例となっている。同市は、2014年6月、5度目の優勝を果たしたNBA全米プロバスケットボールチーム「サンアントニオ・スパーズ」の本拠地でもある。

また、同市植物園内には、1989年、両市友好のシンボルとして建設された日本庭園「熊本園」がある。

（3）ハイデルベルク市（ドイツ連邦共和国）

提携までの経緯とその後の経過

昭和39年（1964年）、当時の石坂繁熊本市長が訪独の際、ハイデルベルク市を訪問したことを契機として、大学と城、市内を流れるネッカー河といった本市との共通点を有するハイデルベルク市との友好の歴史が始まった。以後様々な分野にわたり民間団体による交流の努力が重ねられたことから両市の友好は着実に深まり、平成元年の熊本市の市制100周年記念式典には同市より市長をはじめ芸能グループが来熊、平成2年（1990年）には地下水保全をテーマに開催された水資源国際会議に多数のハイデルベルク市議会議員が来熊するなど積極的な交流が行われた。

平成4年（1992年）5月19日、30年近くにわたり育まれた友情が実り、「平和と環境に対する共通の責任」を理念とする友好都市協定を締結。その後、熊市民友好の翼など市民レベルでの交流をはじめ、ホームステイやスポーツを通じた両市青少年の交流、医療従事者の相互派遣による研修など、さらに幅広い分野での活発な交流事業を続けている。

最近の主な交流

- 平成28年（2016年） 7月 第21回インターナショナル・サマー・サイエンス・スクールへ大学生2名の派遣
平成28年（2016年） 7月 熊本市青少年交流団（高校生）22名の派遣
平成28年（2016年） 1月 ハイデルベルク環境NPO3名の受入
平成29年（2017年） 7月 第22回インターナショナル・サマー・サイエンス・スクールへ大学生1名の派遣
平成29年（2017年） 8月 ハイデルベルク高校生訪問団14名の受入
平成29年（2017年） 9月 姉妹都市締結25周年事業として熊本市代表団5名及び市議会訪問団8名の派遣
平成30年（2018年） 2月 姉妹都市締結25周年事業としてハイデルベルク市訪問団17名の受入
平成30年（2018年） 4月 ハイデルベルク熊本友の会市民訪問団17名の受入

平成30年（2018年）7月 第23回インターナショナル・サマー・サイエンス・スクールへ大学生2名の派遣
熊本市青少年交流団（高校生）19名の派遣

ハイデルベルク市の概要

ハイデルベルク市は、人口約14万人を擁し、標高116m、ネッカー河がオーデンの森からライン平野へ流れ出る地点に位置し、温和な気候に恵まれている。500年に亘りプロテスタント選帝侯の宮殿であった古城のふもとに旧市街が広がり、ドイツで最も美しい町のひとつとされる。町には知的な雰囲気がただよい、浪漫派の芸術家を魅了した古い町と川と森と古城のおりなす美しい調和は、今なお少しおかわりもない。市内の名所ハイデルベルク城は、旧市街アルトシュタットの狭い路地、美しい屋根の波の上に堂々とそびえ、人々は、歩くたびに多様な城の歴史を見ることができる。また、ドイツ最古の大学であるハイデルベルク大学の歴史は過去600年の政治・人文科学の変遷をうつす鏡である。ハイテク産業、バイオ研究が盛んであるが、年間1,190万人の観光客が訪れる観光都市としての側面も持ち、ハイデルベルク城や大学のほか、アルテブリュッケ（古い橋）、聖靈教会など多くの観光名所を有する。

（4）ローム市（アメリカ合衆国ジョージア州）

提携までの経緯とその後の経過

近代日本の夜明けを象徴する「西南の役」の激戦地「田原坂」を有する旧植木町とアメリカ合衆国における「南北戦争」の激戦地であるローム市が同じ歴史を共有することから「植木町世界の夜明け調査団」として、平成4年から青少年派遣などを通じて交流を重ねてきた。

平成7年（1995年）5月29日植木町合併40周年記念式典に際し、双方の社会、行政、文化の実情に配慮しつつ、相互理解と友情を深めるため、さらに親しく交流を図ることとし、友好関係を盟約するに至った。

平成22年（2010年）3月23日熊本市と植木町との合併に伴い、姉妹都市の関係を引き継いだ。

最近の主な交流

平成28年（2016年）3月 熊本市訪問団（中学生）12名の派遣

ローム市の概要

ジョージア州フロイド郡の中で最も大きな都市で、郡の行政の中心地である。人口は、約3万人、面積は77km²。南北戦争の激戦地であったため、関連する史跡が数多く存在している。また、先住民の居住地跡などもあり、アメリカの歴史が強く感じられる地域。

（5）蔚山広域市（大韓民国）

提携までの経緯とその後の経過

蔚山広域市とは、かつて加藤清正公が監督し築いたといわれる倭城が蔚山広域市にあることや、本市にも蔚山町という旧町名が残ることから、文化やスポーツ等、様々な分野で民間を中心とした交流が活発に行われてきた。平成19年（2007年）10月に熊本市長が蔚山広域市を訪問し、同年、熊本城築城400年祭「日韓友情コンサート」に併せ、蔚山広域市市長が熊本を訪れるなど両市間の交流を深め、また平成21年（2009年）5月に熊本市議会議員訪問団が蔚山広域市を訪問し両市議会においても交流を進めてきた。

今後更に両市の繁栄と発展を促進するため、これまでの交流分野等を含め、具体的な交流の成果が期待される分野である「文化、観光、スポーツ、環境」を中心とした交流をしていくことで合意し、平成22年（2010年）4月に蔚山広域市で友好協力都市協定を締結した。

最近の主な交流

平成28年（2016年）9月 青少年文化訪問団の派遣（蔚山・熊本友情コンサートで太鼓、ダンスの披露）

平成29年（2017年）2月 第6回熊本城マラソンにおける選手団5名の受入

平成29年（2017年）3月 第14回蔚山太和江国際マラソンへ市議会議員1名、職員3名の派遣

平成29年（2017年）8月 第19回日中韓地方政府交流会議へ職員2名の派遣

平成29年（2017年）9月 蔚山広域市昇格20周年記念事業へ職員4名の派遣

平成30年（2018年）2月 第7回熊本城マラソンにおける選手団5名の受入

平成30年（2018年）3月 第15回蔚山太和江マラソンへ職員5名の派遣

平成31年（2019年）2月 第8回熊本城マラソンにおける選手団4名の受入

蔚山広域市の概要

蔚山は新石器時代の各種石器、櫛目文土器と青銅器時代前の遺跡である盤龜台岩刻画が発見された悠久な歴史を有するまちであり、朝鮮時代に蔚山という名前が誕生した。1962年に市に昇格、発展を重ね、1997年7月15日に蔚山広域市に昇格した。人口117万人、面積は1,057km²（ソウルの1.7倍）、日本海に面し、釜山広域市から北へ70kmに位置する。

また、世界規模の自動車メーカー「現代自動車」の主力工場や、韓国最大の石油コンビナート「SKエナジー」などといった巨大企業を擁する一大産業都市として広く知られている。区域の郊外に位置する蔚州郡は山岳地帯で、1000m以上の高い山があり、一方では、豊かな農業地帯や美しい海岸が続き、海水浴場も点在する。このように、区の部分は産業都市、郡の部分は農業地帯が大部分を占める典型的な都市・農村の複合都市になっている。

(6) エクサンプロヴァンス市（フランス共和国）

提携までの経緯とその後の経過

本市では、1980年代から民間団体によりエクサンプロヴァンス市との交流が開始され、特に、1992年、熊本市在住能楽師狩野琇鵬氏がエクサンプロヴァンス市に総檜の能舞台を寄贈したことを契機として、民間・行政双方のレベルで、交流が20年以上にわたって行われてきた。

このような中、平成24年（2012年）9月に、熊本市長・熊本市議会議長からなる熊本市友好代表団の欧州派遣に伴い、初めてエクサンプロヴァンス市を訪問し、交流都市締結に向けた「意向書」を取り交わした。

これを受け、平成25年（2013年）2月、エクサンプロヴァンス市から副市長を団長とする代表団3名が来熊し、熊本市内において、2月16日「交流都市」協定の調印を行った。

今後は、文化・芸術交流の他、観光、経済、教育、調査研究、都市活性化、都市行政など具体的な成果が期待される各分野での様々な交流を深めていく予定である。

最近の主な交流

平成28年（2016年）10月 「第5回日仏自治体交流会議」事務協議へ熊本市代表団4名の派遣

平成28年（2016年）12月 エクサンプロヴァンス国際クリスマスマルシェにおいて熊本市PRを実施

平成29年（2017年）10月 「第6回日仏自治体交流会議日仏合同推進委員会」へ1名の受入

平成29年（2017年）12月 エクサンプロヴァンス国際クリスマスマルシェにおいて熊本市PRを実施（クレアパリ事務所職員1名の派遣）

平成30年（2018年）5月 「第6回日仏自治体交流会議」事務協議へ熊本市代表団4名の派遣

平成30年（2018年）10月 エクサンプロヴァンス市訪問団11名の受入（第6回日仏自治体交流会議への参加及び熊本市・エクサンプロヴァンス市交流事業の実施）

平成30年（2018年）11月 エクサンプロヴァンス国際クリスマスマルシェにおいて熊本市PRを実施（クレアパリ事務所職員1名の派遣）

エクサンプロヴァンス市の概要

フランス南部（プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール州ブーシュ＝デュ＝ローヌ県）に位置し、パリの南750km、地中海に面したマルセイユの北25kmに位置している。

ローマ時代に建設され、15世紀にプロヴァンス伯爵領の首都として繁栄した古都で、17～18世紀の歴史的な街並みをそのまま生かした美しい街である。人口約15万人、そのうち約4万人が学生という学園都市でもある。ローマ時代から「水の都」と呼ばれ、街中の至るところに大小の噴水が点在している。画家ポール・セザンヌを輩出し、セザンヌゆかりの地を巡る観光ルートが有名である。毎年夏に世界屈指の3大オペラ祭といわれるエクサンプロヴァンス国際音楽祭が開かれ、年間をとおして世界中から多くの観光客が訪れる世界でも有数の観光都市となっている。

(7) 蘇州国家高新区（中華人民共和国）

提携までの経緯とその後の経過

熊本市では、中国をはじめとする東アジア地域での知名度アップのため、平成24年（2012年）、県・市・熊本大学の三者共同で上海事務所を開設し、積極的にプロモーションを展開。平成24年（2012年）1月、このような取り組みが実を結び、高新区政府から、本市と交流を行いたいとの提案を受けた。この後、行政レベルで相互に訪問が続くなど、友好の機運が高まり、平成25年（2013年）5月22日、蘇州国家高新区において交流都市協定の締結に至った。

本市では、高新区に立地する多くの企業から、本市へのインセンティブツアー（社員の報奨旅行や研修旅行）の本市への誘致や学校交流など、観光及び教育の分野を中心に、活発な交流を進める。

最近の主な交流

- 平成29年（2017年）4月 蘇州国家高新区訪問団5名の受入
- 平成30年（2018年）1月 蘇州国家高新区訪問団5名の受入
- 平成30年（2018年）5月 交流都市締結5周年記念式典等関連行事等へ熊本市訪問団5名の派遣
- 平成30年（2018年）5月 蘇州動物園職員訪問団2名の受入
- 平成31年（2019年）2月 第8回熊本城マラソンにおける市民ランナー3名の受入

蘇州国家高新区の概要

蘇州国家高技術産業開発区（蘇州国家高新区）は、中国政府直轄の開発区「国家高技術産業開発区」の一つであり、2,000社に上る外資系企業（うち日本企業は500社）や、8,000社近くの国内企業が進出し、工業総生産額は中国国内でもトップランクで、自然、文化とハイテク産業を融合した街づくりを目指す開発区。上海の西およそ100km、中国江蘇省東南部に位置し、上海から新幹線で約30分。面積は258km²で熊本市のおよそ3分の5程度である。人口は75万人で、約6,000人の日本人が居住している。

（8）高雄市（台湾）

提携までの経緯とその後の経過

台湾交流は、平成24年（2012年）4月の高雄市副市長の熊本市訪問以来、行政交流を開始し、交流促進の可能性について様々な協議を行ってきた。

また、熊本県においても、「阿蘇くまもと空港」と「高雄国際空港」間の定期便就航を目指し、観光客の誘致・農産物のPRなど、県市協力して交流を行うことで、平成25年（2013年）に熊本県、熊本市、高雄市の3者によるMOU（国際交流促進覚書）を締結した。

その後、高雄での観光PR、物産商談会、相互のマラソン大会への参加等のほか、平成27年（2015年）10月には定期便就航が始まり、MOUの期間満了に伴い、平成29年（2017年）1月11日高雄市で、熊本県・熊本市・高雄市友好交流協定を締結した。今後、経済、観光、教育、スポーツ、文化等の成果が期待できる各分野での交流を促進していくこととなった。

最近の主な交流

- 平成28年（2016年）6月 震災の見舞いのため高雄市長・市議会議長等らの受入
- 平成29年（2017年）1月 熊本県・熊本市・高雄市友好交流協定を高雄市で締結
- 平成29年（2017年）2月 第6回熊本城マラソンへ高雄市民ランナーの受入
- 平成29年（2017年）5月 高雄市旅行社訪問団10名の受入
- 平成29年（2017年）5月 高雄観光博覧会へ熊本市訪問団2名の派遣
- 平成29年（2017年）8月 日台サミットin熊本へ台湾からの訪問団66名の受入
- 平成29年（2017年）10月 エコモビリティ世界フェスティバルへ熊本市訪問団3名の派遣
- 平成30年（2018年）2月 高雄国際マラソンへ熊本市訪問団5名の派遣
- 平成30年（2018年）3月 高雄ランタンフェスティバルへ熊本市訪問団2名の派遣
- 平成31年（2019年）2月 高雄国際マラソンへ熊本市訪問団6名の派遣
マラソン友好交流覚書の締結
高雄ランタンフェスティバルへ熊本市訪問団2名の派遣
第8回熊本城マラソンにおける市民ランナー3名の受入

高雄市の概要

台湾の南部に位置する高雄市（台湾語読み ガオション、英語 Kaohsiung）は、亜熱帯性気候に恵まれる台湾第2の大都市（面積2,952km²・人口278万人）であり、台湾最大の港である高雄港は、国際貿易のハブとして利用されている。西に台湾海峡、南にバシー海峡に面した近代的な大都市は、豊かな文化と美しい都会の景観も擁する一方、市周辺には重工業地帯が広がっている。市内にある壽山（山）と愛河（川）は市民の憩いの場となっており、郊外には優美な澄清湖、夕景の名勝・西仔湾、コンテナ船が群がる高雄港は、有名な観光地である。

(9) 熊本市国際交流会館

本市は世界に開かれた国際都市“くまもと”の実現をめざし、市民と外国人がふれあう国際交流の場として、また国際情報提供の拠点として平成6年（1994年）9月、熊本市国際交流会館を開館した。平成18年（2006年）度から指定管理者制度に移行し、指定管理者である一般財団法人熊本市国際交流振興事業団を中心に市民の国際化を更に促進するとともに外国人へのサービスの充実に努めている。

同会館では、1・2階の国際交流サポートセンター（エントランスロビー・交流ラウンジ）において、国内外の新聞、雑誌、図書、DVD、インターネットによる情報サービスのほか、民間交流・協力活動の紹介や外国語による相談などを行っている。また、異文化理解講座や日本語習得の支援、多言語による情報提供、市民と在住外国人等の交流会、外国人のための防災訓練など多文化共生に向けた様々な事業が積極的に展開されている。

また、最大230名収容可能のホールや各種研修室・会議室は、コンサートや講演会、また英会話サークルなど、多くの市民に利用されている。

管理運営 熊本市国際交流振興事業団（指定管理者 期間：2019年度～2023年度）

所在地 中央区花畠町4番18号

主要施設

階層	内 容
6.7階	ロビー、通訳ブース、ホール（230人）
5階	大広間A、B、談話室、中会議室、茶道室、和室、小会議室（洋）（和）
4階	第1会議室、第2会議室、第3会議室
3階	国際会議室、研修室1～3
2階	国際交流サポートセンター、ワールドスタディルーム、NGO活動スペース、多文化共生オフィス
1階	国際交流サポートセンター、エントランスロビー、会館事務室、駐車場
地下1階	駐輪場、防災センター
地下2階	多目的ルーム

会館利用状況

（平成30年度）

	ホール	会議室等（16室）	サポートセンター	合 計
利用人数（人）	52,630	121,934	102,523	277,087

6 国内交流（観光政策課）

福井市

提携までの経緯とその後の経過

福井市と熊本市とは、ともに城下町として栄え、第10代肥後熊本藩主細川斉護公の娘勇姫が第16代越前福井藩主松平慶永（春嶽）公に輿入れしたことや、郷土の先哲横井小楠が福井藩の藩政改革にあたるなど、深い歴史的縁がある。また、福井市は織物王国といわれるほど繊維産業が集積しており、ファッションタウンの形成を目指しているとともに、国際会議観光都市の指定を受けているなど、産業振興の面からも共通点を有している。

このような理由により、平成6年11月16日、熊本市において姉妹都市盟約書調印式を行った。

その後、平成7年2月17日には、福井市において盟約書の精神に基づく幅広い交流の促進を再確認する姉妹都市に関する覚書調印式を行った。

この姉妹都市提携を機に、両市の中央郵便局、ケーブルテレビ、NTT、商工会議所がそれぞれ姉妹提携を結んだほか、青少年交流、文化交流、各種団体交流など、市民レベルでの活発な交流が行われている。

最近の主な交流

平成29年 1月	小学生交流訪問団（熊本市小学生16名）の派遣
平成29年 2月	第6回熊本城マラソンへのランナーの受入
平成29年 3月	春のくまもとお城まつりへ福井市訪問団（5名）の受入
平成29年 4月	第32回ふくい春まつりへ市長訪問団（4名）の派遣
平成30年 1月	小学生交流訪問団（熊本市小学生16名）の派遣
平成30年 2月	第7回熊本城マラソンへのランナーの受入
平成30年 3月	春のくまもとお城まつりへ福井市訪問団（3名）の受入
平成30年 4月	第33回ふくい桜まつりへ市長訪問団（4名）の派遣
平成31年（2019年）1月	小学生交流訪問団（熊本市小学生12名）の派遣
平成31年（2019年）2月	第8回熊本城マラソンへのランナー受入
平成31年（2019年）3月	春のくまもとお城まつりへ福井市訪問団（2名）の受入
平成31年（2019年）4月	第34回ふくい桜まつりへ訪問団（3名）派遣

福井市の概要

福井市は、九頭竜、足羽、日野の三大河川の扇状地である福井平野に発達した、人口約26万3千人、面積536.41km²の地方中枢都市である。

古くは北陸道の要衝として、中世以降は城下町として栄え、天正元年に消失した朝倉氏の居城は国の特別史跡に指定されている。幕末当時の藩主は、名君の誉れ高い松平慶永（春嶽）公で、橋本左内、由利公正などの多くの人材を輩出した。また、慶永公は産業振興事業として織物を採り入れ、織物王国福井の礎を築いた。

明治22年に市制がしかれた際に福井市となり、熊本市と同じく平成11年に市制110周年を迎えた。

昭和23年に福井大地震に見舞われ、市街地は廃墟と化したが、その後奇跡的な復興を遂げ、不死鳥のまち福井と称されている。

国定公園越前海岸や史跡、文化財などの多くの観光資源を生かし、コンベンションの推進にも力を入れ、国際会議観光都市の指定を受けている。

また、区画整理や都市計画道路など、都市基盤の整備も着々と進んでおり、歴史と近代的なまちづくりが見事に調和した北陸の雄都である。

さらに、基礎自治体としての自主性や自立性を高めることで、さらなる市民サービスの向上と、人口減少社会や地域間競争に打ち勝つ活力ある地域づくりを実現するため、平成31年（2019年）4月に中核市に移行した。

7 広聴（広聴課）

市民協働のまちづくりを推進するため、市民への市政の理解を深め、市民の意見を可能な限り、市政に反映させるため、積極的な事業展開をしている。さらに、「市民の声データベースシステム」等により、市民の声を把握するとともに行政内部で共有し、迅速な対応や各種施策に反映させ、その声を公表することによりさらなる市民の市政参画も図っている。また、法律・税務などの専門分野の相談業務も実施している。

（1）広聴業務

ア 市長の直接対話事業

【ドンドン語ろう！】

市民参加による市政を実現するため、市長が地域に出かけ、市政について話をするとともに、市民と意見交換を行う。

開催実績（平成30年（2018年）度）

テーマ 「地域まちづくり」 開催回数 7回 参加者数 475名

【ドンドン語ろう！ With 大学生、With 高校生、With 社会人】

将来を担う若者や社会人の市政やまちづくり等に対する関心を高め、市政への参画意識向上を図ることを目的に意見交換を行う。

開催実績（平成30年（2018年）度）

大学生開催回数 2回 参加者数 31名

高校生開催回数 1回 参加者数 26名

社会人開催回数 1回 参加者数 10名

イ コールセンター運営事業

熊本市の市政情報や生活情報、観光情報などに関するよくあるお問い合わせについて、一元的に受付ける電話対応センター。

名称：熊本市コールセンター「ひごまるコール」

【年中無休（朝8時～夜8時まで）電話、FAX、メールで対応、外部委託】

運用実績

区分		年度	26	27	28	29	30
利 用 実 績	問合せ等件数	44,110	52,841	52,617	39,724	35,095	
	問合せ件数	38,541	42,033	43,308	30,077	26,105	
	申込受付件数	5,569	10,808	9,309	9,647	8,990	
	Web等受付数	7,272	6,560	6,820	3,988	3,861	
	総利用実績数	51,382	59,401	59,437	43,712	39,044	
チ ャ ン ネ ル 別	電話件数	43,407	52,020	51,535	38,940	34,426	
	FAX件数	240	450	420	325	168	
	E-Mail件数	139	124	253	165	182	
	質問箱件数	324	247	409	294	319	
	Webシステム	7,272	6,560	6,820	3,988	3,861	
回 答 率	1次回答数	37,853	45,386	40,834	33,975	30,377	
	1次回答対象件数	38,238	45,706	41,082	34,212	30,617	
	回答率（%）	98.99	99.30	99.40	99.31	99.22	

※ 平成20年6月1日より運用開始

問合せ内容

(平成30年度)

	問合せ内容	問合せ数	担当課
1	【相談予約】特別相談の予約受付	2,724	広聴課
2	【集団健診】9月城南集団健診の申込み	1,662	健康づくり推進課
3	【健診】高齢者健診の受診券の申込み	1,472	国保年金課
4	【集団健診】7月植木集団健診の申込み	1,446	健康づくり推進課
5	休日在宅当番医・休日当番局を教えてください。	835	医療政策課

※ 問合せ数上位5件を掲載

F A Qアクセス数

(平成30年度)

	F A Q 件名	アクセス数
1	介護保険の第1号被保険者と第2号被保険者とはどう違うのですか？	83,106
2	家庭ごみの分別種類を知りたい。	57,891
3	災害や火災の情報を入手する方法（概要）	42,289
4	<法律>無料で弁護士に相談できると聞いたのですが？	39,044
5	家電4品目の処分方法についての問合せ先を教えてください。	31,984

※ アクセス数上位5件を掲載

ウ 市長への手紙

市政への提案や要望、本市の将来像などについて、手紙形式で市長へ提案してもらい、市の考え方を回答する。

年 度	26	27	28	29	30
件 数	268	267	282	251	373

エ わたしの提言

市政への提案や要望等をインターネット、FAX通信を活用し提言してもらい、市の考え方を回答する。

年 度	26	27	28	29	30
件 数	557	747	1,000	724	898

オ パブリックコメント制度

本市の行政計画や条例等の政策立案の過程において、決定前である素案の段階から公表し、その上で、市民の多様な意見を募集し、提出された意見を可能な限り当該計画等に反映させていく。

意見募集実績

年 度	26	27	28	29	30
案 件 数	21	16	7	9	14
意見件数	664	247	178	188	149
意見人数	246	56	29	63	52

(2) 相談業務

市民の法律相談や税務相談等の特別相談業務を実施している。

特別相談の内容と件数

相談種目	曜日・時間	担当	相談内容	相談件数(上段:年度、下段:件数)				
				26	27	28	29	30
法律相談	月・水・金 13:00 ~ 16:00	弁護士	個人の法的解釈を必要とするものなど	1,012	994	855	938	901
法律相談 (4区役所)	毎月、8回 13:30 ~ 16:30	弁護士	個人の法的解釈を必要とするものなど	499	471	431	402	456
税務相談	第1・3月 13:00 ~ 16:00	税理士	所得税・相続税・贈与税など	199	204	170	134	131
相続・ 登記相談	木 13:00 ~ 16:00	司法書士	相続・土地・建物登記など	729	619	448	324	343
民事介入 暴力相談	月 9:00 ~ 12:00	熊本県暴力 追放運動 推進センター	民事介入暴力に関する こと	15	6	5	9	7

(3) 庁内案内

総合案内・庁舎見学

来庁者への各窓口の案内や誘導及び高齢者や障がい者等のサポートを行う総合案内を設置している。

また、主に小学生の社会見学等の一環として、市庁舎や職場内の案内を行っている。

8 広報(広報課)

(1) 広報組織

市民と行政の信頼関係を築くため、行政情報を積極的に提供し、市民との情報の共有化を図っている。

また、広報するにあたっては、「対象者の絞り込み」「媒体の選定」「時期の選定」など様々な点について、広報効果が最も高くなるよう工夫している。

(2) 広報刊行物

タ イ ル	発行状況	発行部数	概要・その他の
市政だより	毎月1日発行	329,100部 (平成31年4月号実績)	委託業者から各世帯に配布
点字市政だより(視覚障がい者向け)	〃	95部	郵送
声の市政だより(CD版、視覚障がい者向け)	〃	110本	郵送

(3) テレビ・ラジオによる広報

テレビ広報

タ イ ト ル	放 送 局 ・ 時 間
くまもと市政だより - テレビ版 -	R K K 毎週金曜日 午後 6 時 55 分～7 時（実質放送時間：2 分半） (再放送) 毎週日曜日午前 4 時 55 分～5 時（実質放送時間：2 分半）
クローズアップくまもと	J : C O M ※ケーブルテレビ（市民チャンネル） 毎日 午前 8 時から 24 分間 (再放送) 每日 午後 8 時から
テレビスポット	民間放送局 市の施策や事業を適時放映

ラジオ広報

タ イ ト ル	放 送 局 ・ 時 間
とんでもるワイド 大田黒浩一のきょうも元気！ 内	R K K 毎週月曜日 午前 9 時 30 分ごろから 2 分間
小学生の時間 内	R K K 毎週日曜日 午後 6 時 40 分から午後 7 時の間の 20 秒間
フレッシュ・フラッシュ・くまもと	F M 熊本 毎週火曜日 午前 8 時 45 分ごろから 5 分間
I L O V E W O M A N	F M 熊本 毎週火曜から木曜日 午後 0 時 10 分ごろから 5 分間
おはよう熊本市	熊本シティエフエム 毎週月曜から金曜日 午前 7 時 45 分から 13 分間
熊本市民あんぜんあんしん大作戦	熊本シティエフエム 毎週月曜から金曜日 正午から 5 分間 (再放送) 午後 6 時 55 分から
子どもラジオ局 内 5 分コーナー番組	熊本シティエフエム 毎月最終日曜日 正午から午後 1 時の間の 5 分間
声の市政だより	熊本シティエフエム 毎月第 1 第 3 土曜日 午前 9 時 30 分から 30 分間

(4) 新聞・生活情報誌などによる広報

市政について市民へ広く周知を図るために、紙面を利用して適時広報を行う。

(5) ホームページなどによる広報

ホームページや SNS を使い、市政情報を広く発信する。

市公式 L I N E ID : @ ufv3226q

市公式ホームページ <http://www.city.kumamoto.jp/>

市公式フェイスブック <https://www.facebook.com/KumamotoCity>

市公式ツイッター https://twitter.com/kumamotocity_

市政だよりスマホ版 <https://www.city.kumamoto.jp/smart/article/pub/Default.aspx>

(6) 報道機関（市政記者クラブ）を通してのパブリシティ活動

- ・市長記者会見（月に 2 回程度）
- ・記者レクチャー（関係課長などによる記者への説明）
- ・資料提供（報道資料配布：年間 1,547 件※平成 30 年（2018 年）度実績）

※記者クラブ加入社（13 社）：熊日・朝日・毎日・読売・西日本・日本経済・NHK・R K K・T K U・

K K T・K A B・時事通信・共同通信

9 危機管理防災（危機管理防災総室）

（1）危機管理指針

本市及び関係機関等そして市民とが連携を図り、総合的、計画的かつ効果的に危機事象に対処し、被害の防止及び軽減を図ることを目的に、本市が実施する危機管理に関する基本事項を定めた「熊本市危機管理指針」を策定している。

この指針に基づき、具体的に、地域防災計画、国民保護計画、事件等対処計画を定め、それぞれの危機事象に対処することとしている。

（2）地域防災計画

ア 地域防災計画

本市の地域防災計画は、平成28年熊本地震の経験と教訓を活かし、市民力・地域力・行政力を結集した防災・減災のまちづくりを目指すため、市民・地域・行政の災害対応力の強化を基本理念に置き、平成29年度（2017年度）に大幅な改定を行い、その後も必要に応じ順次改定を行っている。

その他、地域防災計画の実効性を高め、大規模災害発生時の行政機能が低下した状況下においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画の策定や外部からの応援を効率的に受け入れるための災害時受援計画の策定、更には、実際の被害に応じた熊本市の水防体制を記載した「熊本市水防計画」を策定している。

また、災害対策本部と各局対策部及び各防災関係機関との迅速な情報共有体制等を構築するため、ハード・ソフトの両面において強化を図っていく。

イ 校区防災連絡会

平成28年熊本地震の反省を踏まえ、小学校区ごとに、校区自治協議会などの「地域」、熊本市が派遣する「避難所担当職員」、指定緊急避難場所の「施設管理者」などで構成する「校区防災連絡会」の結成促進を図ることとしている。避難者情報の収集方法、報告先、物資供給方法などについて事前協議等を行い、地域の災害対応力の強化を図る。

ウ 防災訓練

これまででは、市民・地域・行政が一体となった防災訓練は少なかったことから、平成29年度（2017年度）からは、校区単位毎の市民参加型訓練を多く実施し連携強化を図ることとした。防災訓練実施に当たっての基本理念として、①危機管理体制の強化・災害対応力の向上、②市民・地域・行政による実践的、効果的な訓練の実施、③多数の主体が参加・連携した訓練の実施、④複数の市町村にわたる広域災害対応力の向上、⑤防災関係機関等との連携強化、⑥地域防災計画や各種マニュアルの検証⑦職員への研修や市民への防災に関する啓発を掲げ、より実践的な訓練を実施する。

○「震災対処実動訓練」（平成31年（2019年）4月20実施）

職員安否確認訓練、避難所開設・運営訓練、情報収集・伝達訓練、物資供給訓練を実施した。

エ 防災知識の普及・啓発

災害に強いまちづくりの推進を目的に、地域防災力の要となる自主防災クラブ結成支援を行うとともに、地域住民の自助、共助の防災意識の向上・啓発を図るために、地域主体で地域の危険箇所や避難経路等を記した地域版ハザードマップの「作成手引き書」を作成。平成25年度（2013年度）より本格的な取組を開始。

○自主防災クラブ結成数 738クラブ（平成31年（2019年）3月現在）

オ 防災情報の収集伝達

① 熊本市防災情報システム

熊本市の気象情報、雨量情報や河川の水位などの情報・データを一元管理するために、CCTV監視カメラ、警報局、水位観測局、雨量観測局を設置し情報収集に努めている。また、国土交通省、熊本県や消防局などと情報の共有化を図り、防災活動に努めている。

② 防災情報伝達手段

災害情報の迅速な伝達のため、本市には携帯型の移動系無線を設置しており、旧町単位で運用していた同報系防災行政無線のシステムを統合し、デジタル方式への移行、全国瞬時警報システムにも対応するため既存設備を更新するとともに、高潮、津波被害の恐れのある沿岸部や土砂災害危険箇所の未整備地域への新設を行った。

加えて、熊本地震における課題解消のために、ICTを活用し迅速な災害情報の収集・共有体制の構築を行った。

また、熊本シティエフエムの電波を利用し、緊急情報を自動的に放送する緊急告知ラジオを導入。自治会、消防団、民生委員、防災拠点施設、小中学校等教育機関等へ配備するとともに、購入を希望される市民に向けて有償頒布を行うなど、情報伝達手段の多重化を図っている。

力 物資供給計画

平成28年熊本地震を踏まえ、平時からの備蓄体制及び大規模災害時における物資供給体制を規定した「熊本市物資供給計画」を策定した。避難者数11万人を想定し、物資供給オペレーションセンターを新たに設置するとともに、市内10箇所の近隣公園に防災倉庫、区役所、まちづくりセンターに備蓄倉庫を設置し、非常食糧や生活物資などを備蓄している。また、災害時の飲料水や防火用水などに使用するため、耐震性貯水槽も設置している。さらに避難所となる市内の各小中学校等169箇所にも分散備蓄倉庫を設置している。

今後、熊本地震の検証を行う中で防災倉庫等の整備についても検討を行う予定である。

キ 相互応援など

大規模な災害発生時に、市単独での対応が困難である場合に備え、各自治体と災害時相互応援協定を締結している。

また、自衛隊、警察、電力会社などと「防災関係機関連絡協議会」を設置し、災害時の迅速な活動に備えている。

(3) 国民保護計画

「国民保護法」に基づき、着上陸侵攻などの武力攻撃事態及び大規模なテロなどの緊急対処事態から、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、「熊本市国民保護計画」を策定している。

この計画は、平素からの備えや予防、事態等への対処及び復旧について定め、市が実施する警報の伝達、避難の指示及び避難住民の誘導、救護活動の措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

(4) 事件等対処計画

「熊本市危機管理指針」に基づき、大規模な事故、感染症、環境汚染等、災害や武力攻撃事態等以外の危機に対処するため、「熊本市事件等対処計画」を策定している。

この計画は、事件等の緊急事態に対する対処の基本的な考え方を定め、その対処手順を明確にすることにより、住民や市域に被害が及ぶ恐れのある様々な危機事象の発生及び発生すると予想される事態に対し、速やかな対応を図ることにより、未然に防止し、また発生した場合の被害を最小限に止めることを目的とする。

10 都市政策研究所

(1) 都市政策研究所について

ア 設立の経緯と目的

我が国では、少子高齢化社会の進展とともに本格的な人口減少社会を迎えており、また、地方分権の進展によって、地方には、地域の個性や特性を生かし、自らの判断と責任においてまちづくりを進めていくことが強く求められているところである。

このような中、今後さらなる政策形成力の向上が不可欠であるとの認識のもと、政令指定都市・熊本の中長期的なまちづくり構想に資する調査研究活動を行うとともに、職員の政策形成能力の向上を図ることを目的として、平成24年10月に「熊本市都市政策研究所」を設置した。

イ 研究所の機能

本市の中長期的なまちづくり構想に資する調査研究活動を行うとともに、職員の政策形成能力の向上を図るため、

①調査・政策研究機能、②人材育成機能、③情報収集・発信機能の3つの機能に基づく活動を行っている。

ウ 研究所の組織

所長以下9名〔所長（非常勤）1名、副所長（市職員）1名、研究員（市職員3名、非常勤研究員3名）、事務員（再任用職員）1名〕の体制であり、庁内公募による職員配置や公募による外部からの研究員の採用などにより、体制の充実を図っている。

また、職員の政策形成能力の一層の向上を図ることを目的に、各局・区等の職員が、所属における行政課題の解決に向けて、一定期間、政策研究に取り組む『職員併任研究員制度』を設けている。あわせて、アドバイザーの活用や他研究機関などとの連携による研究等も行っている。

(2) 調査・政策研究に関する活動について

ア 地域認識・歴史認識の共有化に関する研究

本市がどのような地域特性の中で都市形成を図ってきたか、その変遷を整理・分析し、これから様々な都市づくりの基礎となる地域認識・歴史認識の共有化に資する研究を行っており、その成果として、各種図面・都市図等で本市の都市形成の変遷について概観する「熊本都市形成史図集」（明治22年～昭和22年）を平成26年11月、「熊本都市形成史図集－戦後編－」（昭和20年～平成26年）を平成28年3月に刊行した。

また、本市をはじめ熊本県内に甚大な被害をもたらした「平成28年熊本地震」を受けて、被害の実態を記録した関連資料等を収集するとともに、今後本格化する復旧・復興、さらには災害に強い都市づくりに資する知見の提供を行っていく研究を行っており、その成果として、明治22年に発生した明治熊本地震の被害状況等を克明に記録した「熊本明治震災日記」（水島貫之著）の現代語訳を行い「【現代語訳】熊本明治震災日記」を平成28年12月に刊行するとともに、平成30年3月に刊行された熊本市震災記録誌の編纂を行った。

イ 研究員による政策研究

各研究員の専門分野を踏まえ、都市の「本質」「生活」「産業」の3つの研究フレーム及び熊本地震関連研究の中で都市問題に関するテーマを設定し、調査・政策研究を行っている。平成30年度の研究テーマは次のとおり。

■都市の本質に関する研究
○熊本市域における県市庁舎の新改築・移転の動きと時代特性
■都市の生活に関する研究
○熊本市下水道事業の歴史的考察 ○熊本市の立田山および託麻三山一帯における1940年代から1960年代にかけての多様な森林利用 ○熊本市の初期救急医療体制の構築経過とこれからの課題
■都市の産業に関する研究
○PPP/PFIの実績についての考察
■熊本地震関連研究
○熊本地震における主任児童委員による要配慮者支援 ○災害時義援金募集の実施に係る被害規模並びに報道量の影響 ○熊本地震に係る熊本市役所産業保健活動の実態と課題 ○震災時における都市公園の避難所としての機能のあり方に関する調査 ○文化財を有する公園における震災災後対応のあり方に関する調査

ウ 政策支援機能の充実

各局・区等における課題や問題解決のための支援やデータ、論文等の提供を行っている。

(3) 人材育成に関する活動について

ア 講演会の開催

職員の政策立案能力の向上を図るため、都市に関する様々なテーマで講演会を年4回開催している。開催にあたっては、市職員のほか市民や熊本都市圏をはじめとする県内の自治体職員、各関係機関職員などに対しても広く参加を呼びかけている。

イ 講演会を活用した事前・事後研修会等の実施

講演会のテーマに合わせ事前または事後研修会を実施するほか、政策研究会や勉強会などにより政策立案能力の向上を図っている。

ウ 職員併任研究員制度

府内職員公募により、各局・区等に所属したまま一定期間、研究所の併任研究員となり政策研究に携わる制度を設け、職員の政策形成能力の向上を図っている。

(4) 情報収集・発信に関する活動について

パンフレット、ホームページ、ニュースレター、年報「熊本都市政策」などにより情報発信を行っている。また、日本都市計画学会など都市問題をテーマとする各学会に加入し最新の情報を収集するとともに各局・区役所等に情報提供している。

※加入学会：日本都市計画学会、農村計画学会、日本造園学会、日本建築学会、日本公共政策学会、自治体学会